

地域計画

策定年月日	令和7年1月23日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	御殿場市 22215
地域名 (地域内農業集落名)	富士岡地区(大坂、町屋、神山、高内、尾尻) (大坂、町屋、高内、尾尻)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	59.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	59.0 ha
② 田の面積	53.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	22.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.1 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、農業後継者不在の割合について、世帯ベースでは43.0%、農地面積ベースでは39.9%にのぼる。また、地区内の認定農業者は4経営体であり、認定農業者への集積率は10.7%にとどまる。この現状から、今後、耕作放棄地の増加及び担い手の不足が懸念される。地区内の農地は田が多くを占めるが、基盤整備が進んでおらず、不整形・狭小な農地が多く見られる。以上より、農業後継者及び担い手の確保、農業基盤の整備等による、持続可能な地域農業について検討を行う必要がある。

【地域の基礎的なデータ】認定農業者:4経営体(うち50歳以下2人)、団体経営体(法人):1経営体、主な作物:水稻、野菜、果樹

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域の担い手により栽培が行われているワイン用ブドウ、イチゴ、野菜等について、新たな農地の集積により生産の拡大を図る。また、市内でも比較的温暖な当地域の特性を生かし、新たな野菜、果樹等の栽培を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンク事業による担い手(認定農業者、法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。また、市・県・公社の連携により、地域外から新たな法人を誘致する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10.7	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積は、平均158a 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、新たな法人を誘致し農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
受け手、出し手との調整が済んだ農地から、農地中間管理事業による貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組
今後予定している県営神山兎島地区基盤整備事業を推進するとともに、過去に開田事業が行われた神山地先の水田について、担い手のニーズを踏まえ、再整備(大区画化・畑地化)を関係機関とともに検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
県、公社、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農地情報の提供、新たな作物の推進、補助制度の活用等を進め、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。また、体験農業を推進し、様々な世代に対し農業への関心を高めることにより、就農者や農業移住者の増加を図り、多様な経営体の確保につなげていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑤現在栽培が行われているワイン用ブドウ、イチゴのほか、新たな果樹について、各機関の指導のもと作付けの可能性を検証し、試験栽培を経て順次規模を拡大していく。
⑩-1サステナブルな野菜、フルーツ、B品等を活用した加工品等、地域特産物の開発を推進する。
⑩-2農業所得の向上を図るため、販路拡大、コスト削減(機械の共同化、農地集約化)を推進する。
⑩-3新たな担い手の確保・育成のため、人材育成、農業教育の強化、補助制度の活用を推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		ワイン用ブドウの生産 ワイン醸造・販売	2.2 ha	ha	ワイン用ブドウの生産 ワイン醸造・販売	2.2 ha	ha	7	
認農		水稻+施設野菜	0.1 ha	ha	水稻+施設野菜	0.1 ha	ha	12	
認農		イチゴ・施設野菜(かんたんイチゴ)の生産	0.2 ha	ha	イチゴ・施設野菜(かんたんイチゴ)の生産	0.2 ha	ha	39	
認農		施設野菜	3.8 ha	ha	施設野菜	3.8 ha	ha	57	
到達		水稻+作業受託	ha	ha	水稻+作業受託	ha	ha	69	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		6.3 ha	0.0 ha		6.3 ha	0.0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。